



2025年12月12日

各 位

会 社 名 株式会社牧野フライス製作所

代表者名 取締役社長 宮崎 正太郎

(コード番号 6135 東証プライム)

問合せ先 専務取締役管理本部長 永野 敏之

(TEL 046-284-1439)

**(開示事項の経過) MMホールディングス株式会社による当社株式に対する
公開買付け実施に向けた進捗状況等のお知らせ**

当社は、2025年6月3日付プレスリリース「MMホールディングス合同会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「2025年6月3日付当社プレスリリース」といいます。）において、MMホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）（注1）によれば、国内外の競争法及び国内外の投資規制法令に基づく必要な手続及び対応が完了すること等一定の条件を前提条件として、当社の普通株式の全て（ただし、当社の所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的とした公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を開始することを予定している旨及び2025年12月上旬までを目途に本公開買付けを開始することを目指している旨を公表しておりました。

（注1）公開買付者は、2025年7月15日付で合同会社から株式会社に組織変更したとのことです。

公開買付者は、本公開買付けの実施に向けて、上記手続及び対応を進めているとのことです。が、本日現在、米国における競争法に基づくクリアランスの取得は2025年9月下旬までに、ドイツにおける投資規制法令に基づくクリアランスの取得は2025年11月中旬までにそれぞれ完了したもの、2025年10月1日から米国政府機関の一部閉鎖（government shutdown）が発生し、政府機関の閉鎖中は対米外国投資委員会（CFIUS）に対する新規届出の受理が停止されていたこと等の影響により、米国の投資規制法令に基づく手続及び対応が完了していないほか、以下の(i)乃至(v)に記載の各国における競争法及び投資規制法令に基づく手続及び対応（注2）が完了していないとのことです。

（注2）2025年6月3日付当社プレスリリースにおいて、オーストラリアにおける競争法上の手續が必要になる可能性があると記載しておりましたが、公開買付者によれば、2025年6月3日付当社プレスリリースの公表以降、現地法弁護士のアドバイスを基に精

査した結果、オーストラリアにおける競争法上の手続が不要であることが判明したため、当該手続は行っていないとのことです。

公開買付によれば、(i)米国における投資規制法令に基づくクリアランスは2026年3月上旬までに、(ii)中国の競争法に基づくクリアランスは2025年12月下旬までに、(iii)日本における投資規制法令に基づくクリアランスは2025年12月下旬から2026年1月中旬までに、(iv)フランスにおける投資規制法令に基づくクリアランスは2025年12月中旬から2026年1月中旬までに、また、(v)イタリアにおける投資規制法令に基づくクリアランスは2025年12月中旬までに取得が完了することを見込んでいるとのことです。

上記のとおり、各国における競争法及び投資規制法令に基づく手続及び対応の状況を踏まえ、本公開買付けの開始予定期は当初想定していたスケジュールから後ろ倒しとなつておりますが、当社及び公開買付者は、本公開買付けの早期開始に向け、引き続き緊密に連携しつつ、これらの手続及び対応を速やかに完了すべく努めてまいります。今後、公開買付者より、本公開買付け開始のための条件が整い、本公開買付けを開始する旨の連絡を受領した場合その他開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

また、公開買付によれば、公開買付者は、本公開買付けに係る公開買付代理人としてみずほ証券株式会社を起用する予定ですが、みずほ証券株式会社は、復代理人として楽天証券株式会社を選任する予定とのことですので、あわせてお知らせいたします。

以上

【勧誘規制】

本発表資料は、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、ご自身の判断で申込みを行ってください。本発表資料は、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本発表資料（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934)（その後の改正を含みます。以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。）第 13 条 (e) 項又は第 14 条 (d) 項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本発表資料に含まれる全ての財務情報は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国の会計基準に基づくものでなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報の内容と同等とは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又はその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人又はその役員に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

本発表資料中の記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933)（その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又はそれらの関連者 (affiliate。以下同様。) は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを保証するものではありません。本発表資料中の「将来に関する記述」は、本発表資料の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

公開買付者及びその関連者、並びに公開買付者及び対象者の各フィナンシャル・アドバイザーの関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制その他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条 (b) 項の要件に従い、本公開買付けの開始前、又は本公開買付期間中に、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で取得する若しくはそのような取得に関連する行為を行う可能性があります。その場合、市場取引によって市場価格で売買される場合や、市場外の交渉で決まった価格で売買される場合があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイトにおいても英文で開示が行われます。